

報告第 2 号 野田都市計画地区計画の変更について〔野田山崎地区〕（報告）

野田都市計画地区計画の変更（野田市決定） **（案）**

都市計画野田山崎地区地区計画を次のように変更する。

名 称	野田山崎地区 地区計画
位 置	野田市みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目及びみずき四丁目の全部の区域並びに山崎字梅台の一部の区域
面 積	約 58.3ha
地区計画の目標	本地区は、東武野田線梅郷駅の南西約1.2kmに位置し、住宅・都市整備公団の施行による土地区画整理事業区域及び都市計画道路沿いの周辺関連区域を含む地区である。 地区計画を定めることにより、計画的に形成された良好な居住環境を維持するとともに、歴史ある野田市の景観に配慮しながら、均衡ある土地利用を促進し、地区の特性に応じた、緑豊かでうるおいのある住宅市街地の促進を図る事を目標とする。
<div data-bbox="169 913 215 1915" data-kind="parent" data-rs="2">区域の整備・開発及び保全に関する方針</div> <div data-bbox="215 913 424 1915" data-kind="parent" data-rs="2">土地利用の方針</div>	適正かつ合理的な土地利用を図るため、8地区の地区整備計画区域と土地利用の方針のみを定める区域に区分し、それぞれ次の方針により整備する。 [低層住宅地区] 一戸建ての専用住宅を主体として、良好な居住環境を確保すると共に、落ち着いた街並み形成を図る。 [計画住宅地区A] 周辺環境との調和を図りながら、低・中層住宅を主体とした住宅等を計画的に配置し、良好な住環境の形成、保全を図る。 [計画住宅地区B] 多様な公共空地（緑地）の形成を図りながら、低・中層住宅を主体とした住宅等を計画的に配置し、緑に囲まれた良好な住環境の形成、保全を図る。 [シンボル道路地区] 周辺住宅地区と調和した、賑わいと居住者の生活利便の向上に寄与し、生活に付加価値をもたらす店舗等を含む住宅地の形成を図る。 [幹線道路地区A・幹線道路地区B] 住宅地区の居住環境に配慮しながら、幹線道路沿いの賑わいを創出する施設及び店舗等による街なみ形成を図る。 [センター地区A・センター地区B] 地区中央部にあり、二つの都市計画道路の交差点に位置しているため、商業、業務関連施設、娯楽施設、行政施設、コミュニティ施設を幅広く立地させ、居住者及び地域住民の利便の増進を図る。 [誘致施設地区] 良好な住環境と調和する、教育・文化施設及び研究・研修施設等の立地誘導を図り、地区の魅力をアップさせ、活気ある誘致施設地区の形成を図る。 （土地利用の方針のみ定める区域） 隣接する野田山崎土地区画整理事業の区域と一体になったまちづくりを推進する。

	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により整備された各施設はそれぞれの施設の機能・環境が損なわれないように維持・保全を図る。 また、開発行為より整備された公共空地（緑地）は、他への転用を抑止し、維持・保全を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	地区計画の目標を踏まえ、以下の建築物の整備方針に基づき、整備・誘導を図る事とする。なお、建築物等及び屋外広告物は、美観風致の維持を図るものとし、その色彩にあつては原色の使用を控え、落ち着いた色調とする事により周辺の街なみとの調和を考慮した市街地の形成に努める。 [低層住宅地区] 適切な敷地規模を有する一戸建て住宅を主体とした、良好な居住環境の整備を図る。 [計画住宅地区A] 当該街区を囲む緑地、道路、公園等と一体となった緑豊かなオープンスペースを確保し、快適な居住環境と良好な街なみ形成を図る。 [計画住宅地区B] 地区東の緑地及び道路沿いに豊かなオープンスペースを確保するとともに、多様な公共空地（緑地）と調和した、緑豊かな快適な居住環境と良好な街なみ形成を図る。 [シンボル道路地区] シンボル道路沿いの賑わいと魅力溢れる道路景観創出のために多様な住宅、施設等を適切に配置し、親しみある住環境形成を図る。 [幹線道路地区A・幹線道路地区B] 周辺住宅との調和を図りつつ、周辺部から地区中心部への入り口部にふさわしい、街の賑わいと活力を感じさせる環境形成を図る。 [センター地区A・センター地区B] 居住者及び地域住民の生活サービス及びコミュニティ形成の核として、周辺環境を損なうことなく賑わい溢れる環境形成を図る。 [誘致施設地区] 周辺住宅地の住環境と調和する施設の立地を図るとともに、地区東西の緑地及び道路沿いに豊かなオープンスペースを確保し、緑豊かで開放的な環境形成を図る。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公共空地（緑地） 9カ所 面積 3, 320㎡

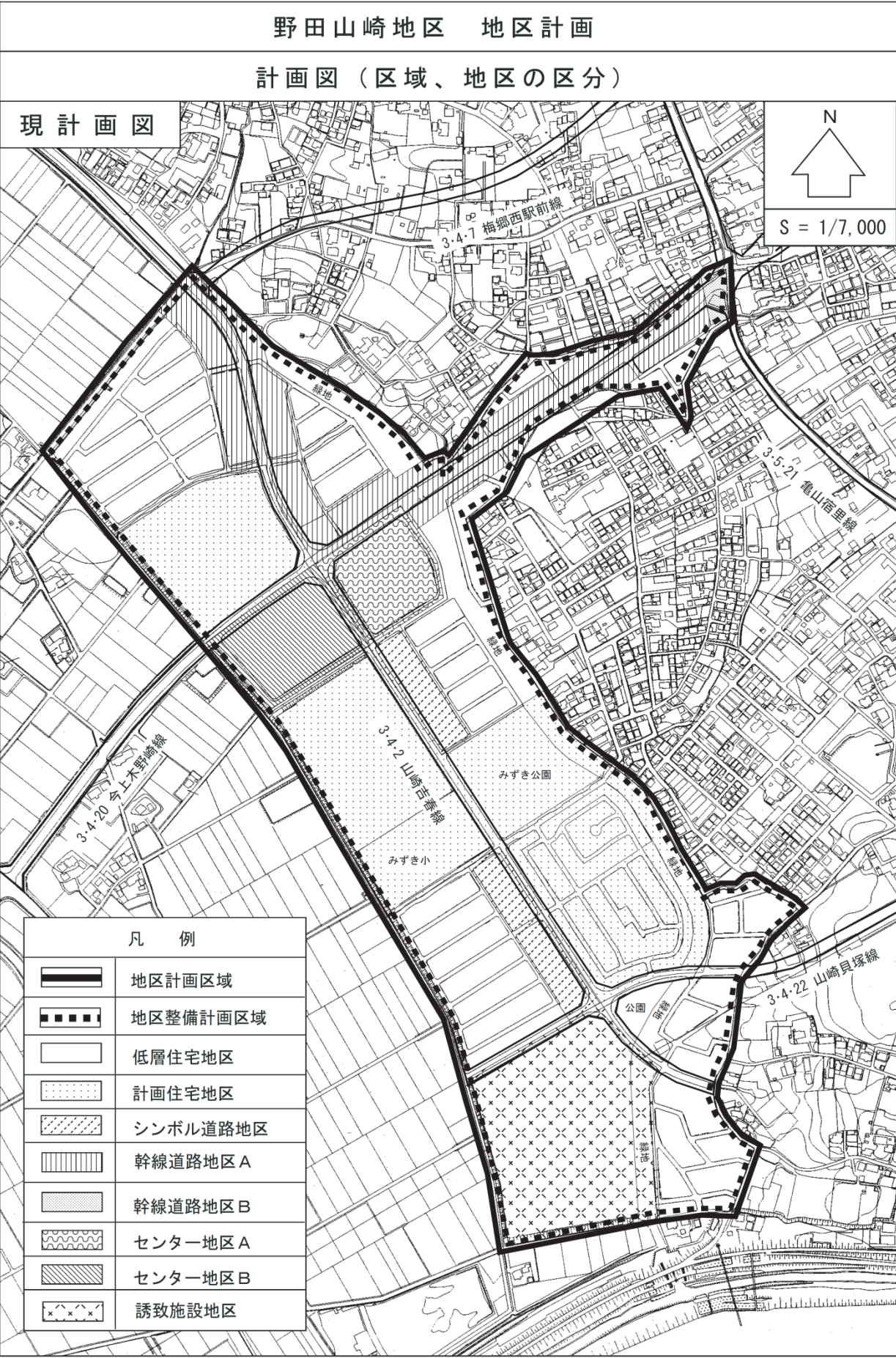
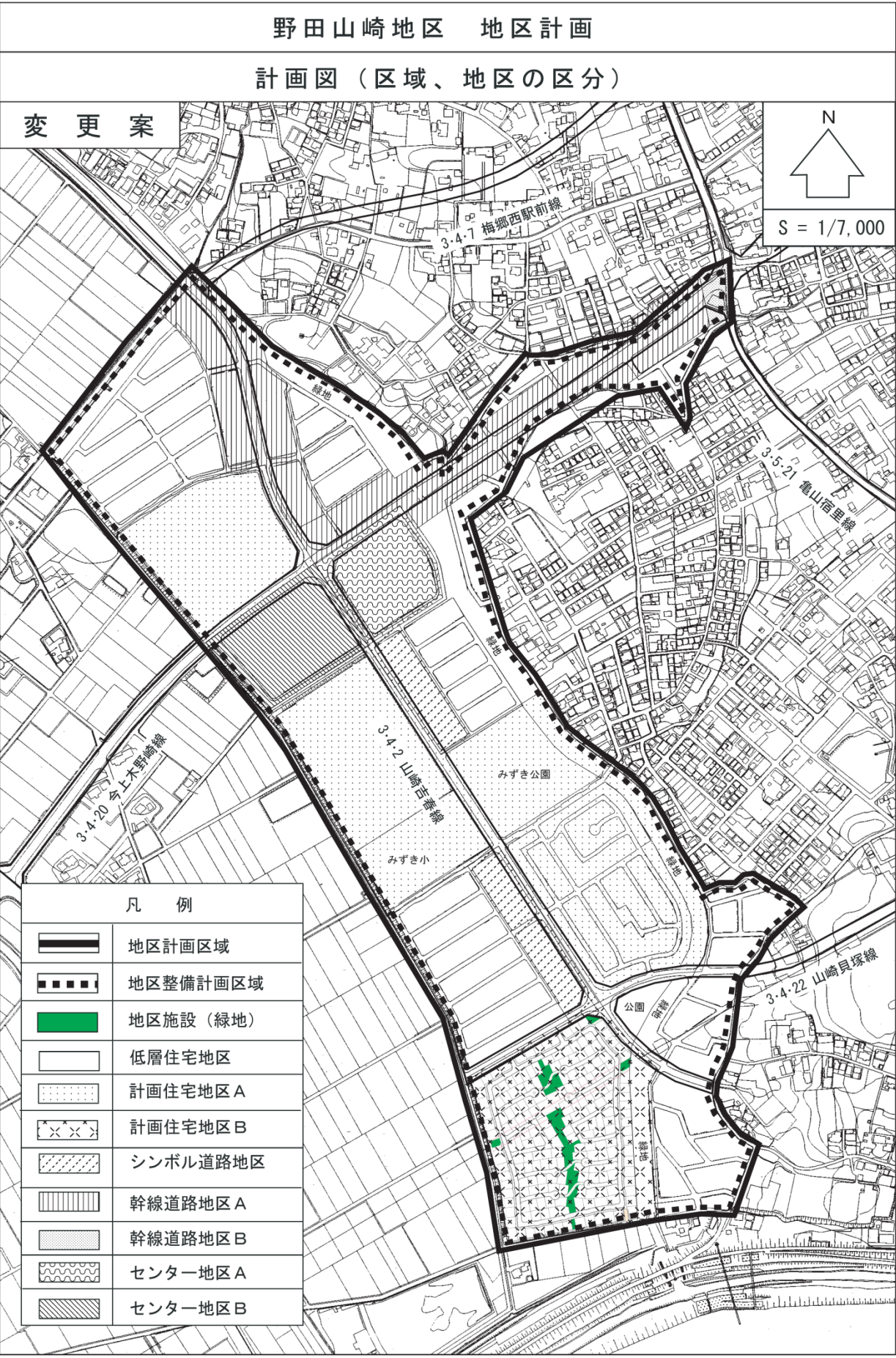
地区整備計画	建築物に関する事項	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区	計画住宅地区A	シンボル道路地区	幹線道路地区A	幹線道路地区B	センター地区A	センター地区B	計画住宅地区B誘致施設地区	
			地区の面積	約18.9ha	約18.5ha	約2.4ha	約7.0ha	約0.2ha	約1.9ha	約2.3ha	約6.7ha	
		建築物等に 関する事項	建築物等の用途の制限	_____	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2. 建築基準法別表第2（に）項第3号及び第6号に掲げるもの 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 6. 事務所等でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2. 建築基準法別表第2（に）項第3号及び第6号に掲げるもの 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6. カラオケボックスその他これに類するもの 7. 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 8. 事務所等でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げるもの 2. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 3. 自動車教習所 4. 建築基準法別表第2（に）項第6号に掲げるもの 5. 倉庫業を営む倉庫 6. ガソリンスタンド（給油所）	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げるもの 2. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 3. 自動車教習所 4. 建築基準法別表第2（に）項第6号に掲げるもの 5. ガソリンスタンド（給油所）	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2. 自動車教習所 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 6. 倉庫	
			建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	_____	_____	10分の15	_____	_____	_____	_____	_____	10分の15
			建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	_____	_____	10分の5	_____	_____	_____	_____	_____	10分の5
			画	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡	180㎡	165㎡				300㎡	
		ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。 1. 市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するもの 2. 土地区画整理事業により、換地された土地及び保留地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの			ただし、市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するものについては、この限りではない。	ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。 1. 市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するもの 2. 土地区画整理事業により、換地された土地及び保留地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの				ただし、市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するものについては、この限りではない。		
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、緑地境界線及び隣地境界線までは1 m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。 1. 出窓及び建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの 2. 物置等で、高さ2.3 m以下かつ床面積の合計が5 ㎡以下のもの 3. 車庫で、高さ3 m以下かつ床面積の合計が3.6 ㎡以下のもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、緑地境界線又は隣地境界線までは、次のとおりとする。 1. 壁面線の表示のある道路境界線及び緑地境界線までは、2 m以上とする。 2. 壁面線の表示のない道路境界線及び緑地境界線までは、1 m以上とする。 3. 隣地境界線までは、1 m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。 1. 出窓及び建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの 2. 物置等で、高さ2.3 m以下かつ床面積の合計が5 ㎡以下のもの 3. 車庫で、高さ3 m以下かつ床面積の合計が3.6 ㎡以下のもの	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から道路境界線、緑地境界線及び隣地境界線までは、1 m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。 1. 出窓及び建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの 2. 物置等で、高さ2.3 m以下かつ床面積の合計が5 ㎡以下のもの 3. 車庫で、高さ3 m以下かつ床面積の合計が3.6 ㎡以下のもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までは、次のとおりとする。 1. 壁面線の表示のある道路境界線までは、2 m以上とする。 2. 物置等で、高さ2.3 m以下かつ床面積の合計が5 ㎡以下のもの 3. 車庫で、高さ3 m以下かつ床面積の合計が3.6 ㎡以下のもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までは、次のとおりとする。 1. 壁面線の表示のある道路境界線までは、2 m以上とする。 2. その他表示のない箇所については、1 m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までは、次のとおりとする。 1. 壁面線の表示のある道路境界線及び緑地境界線までは、2 m以上とする。 2. 壁面線の表示のない道路境界線及び緑地境界線までは、1 m以上とする。 3. 隣地境界線までは、1 m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。 1. 出窓及び建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの 2. 物置等で、高さ2.3 m以下かつ床面積の合計が5 ㎡以下のもの 3. 車庫で、高さ3 m以下かつ床面積の合計が3.6 ㎡以下のもの			
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根の形態は勾配屋根を基調とする。							_____	_____	建築物の屋根の形態は勾配屋根を基調とする。
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面して、かき又はさくを設置する場合は、生垣又は1.2 m以下のフェンス等とする。ただし、門柱又はフェンス等の基礎となる高さ0.4 m以下のコンクリートブロック、石積み等はこの限りでない。									
		土地の利用に関する事項	樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項									開発行為により整備された公共空地（緑地）については、緑地以外の目的に利用してはならない。 ただし、市長が公益上必要と認めた建築物については、この限りではない。

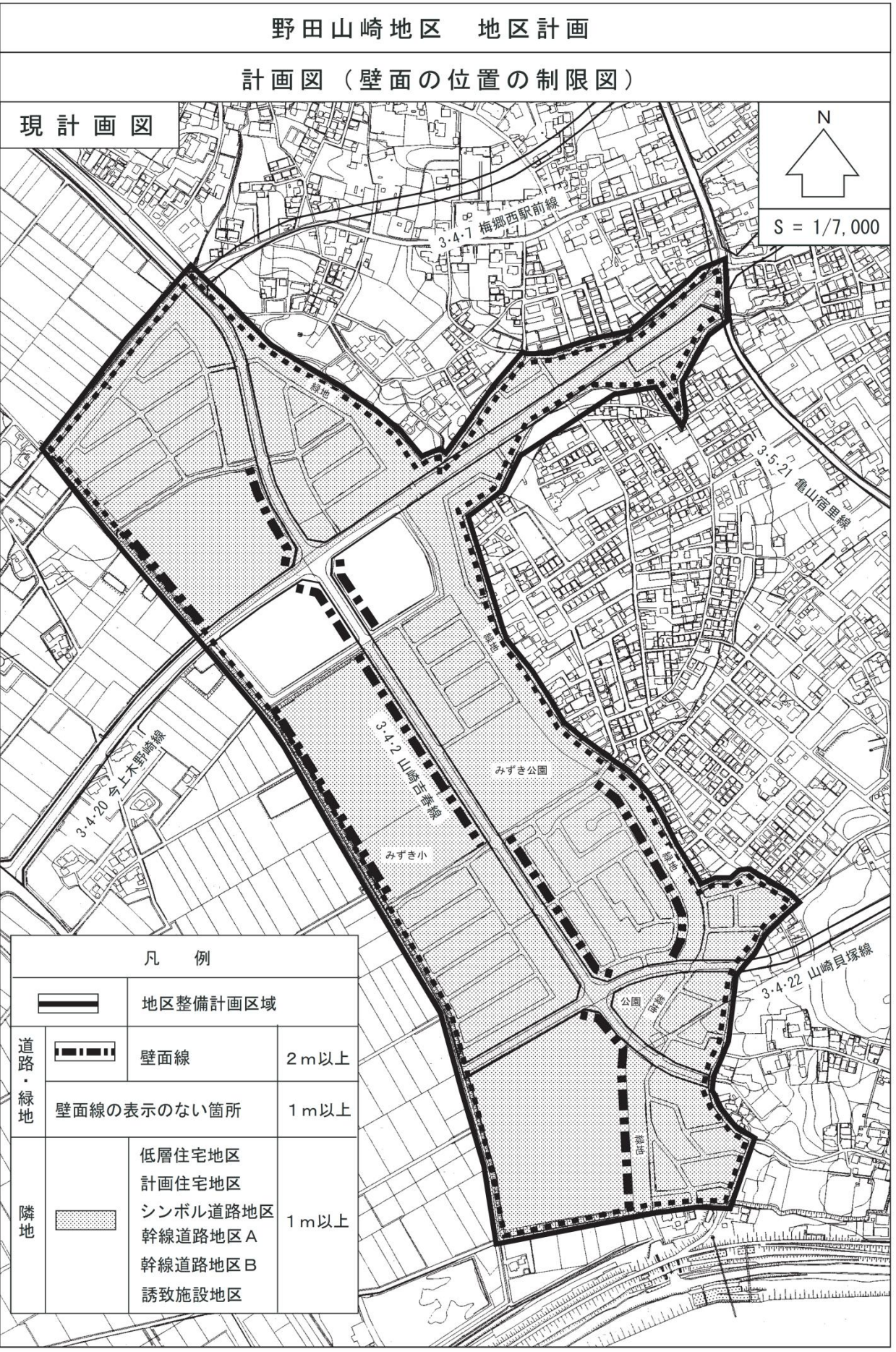
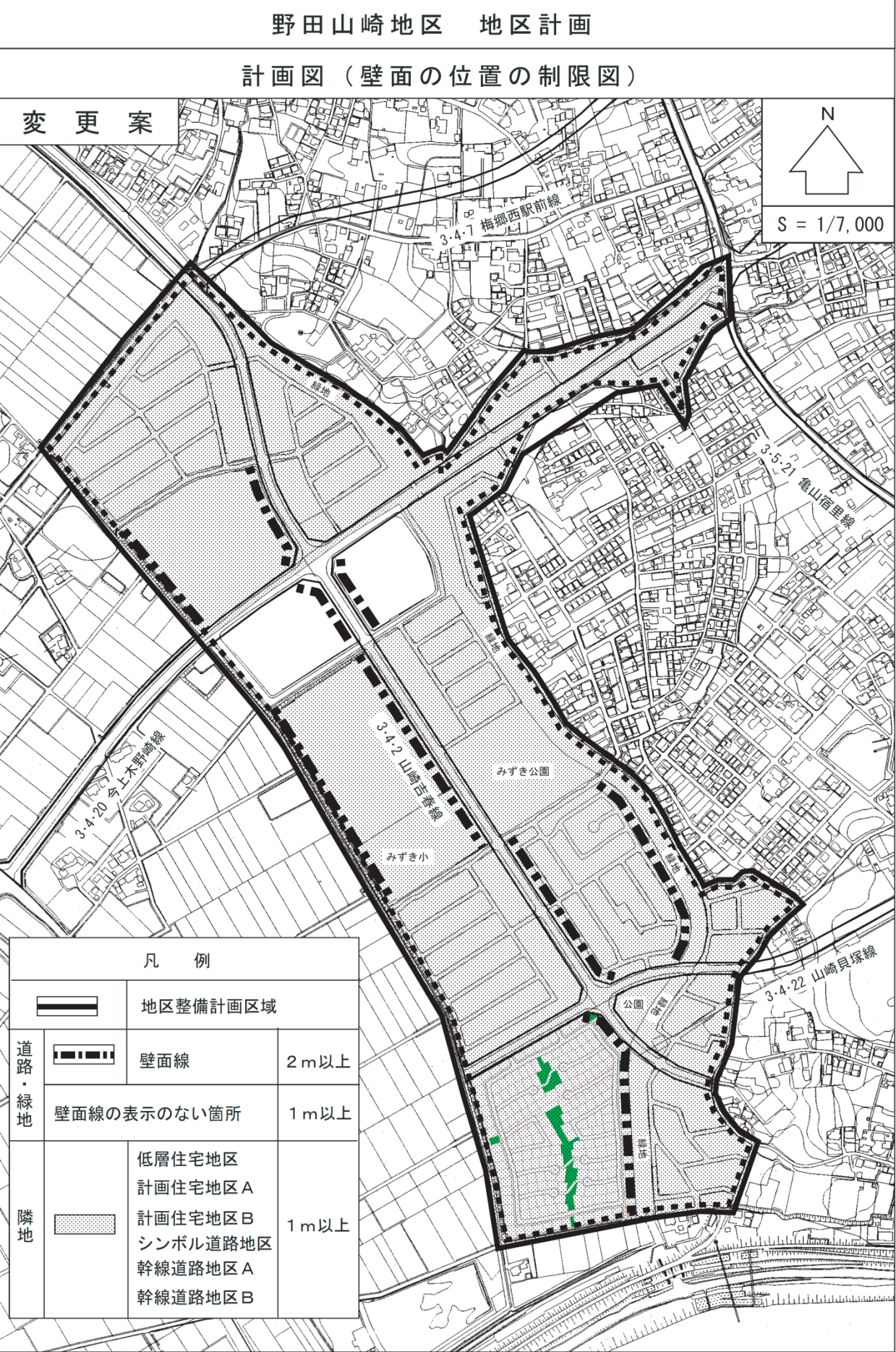
「区域、地区整備計画の区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

〔理由〕誘致施設地区（計画住宅地区B）が低中層な住宅地として形成されつつあり、周辺の居住、環境に調和した土地利用に対応するため、地区計画を変更する。

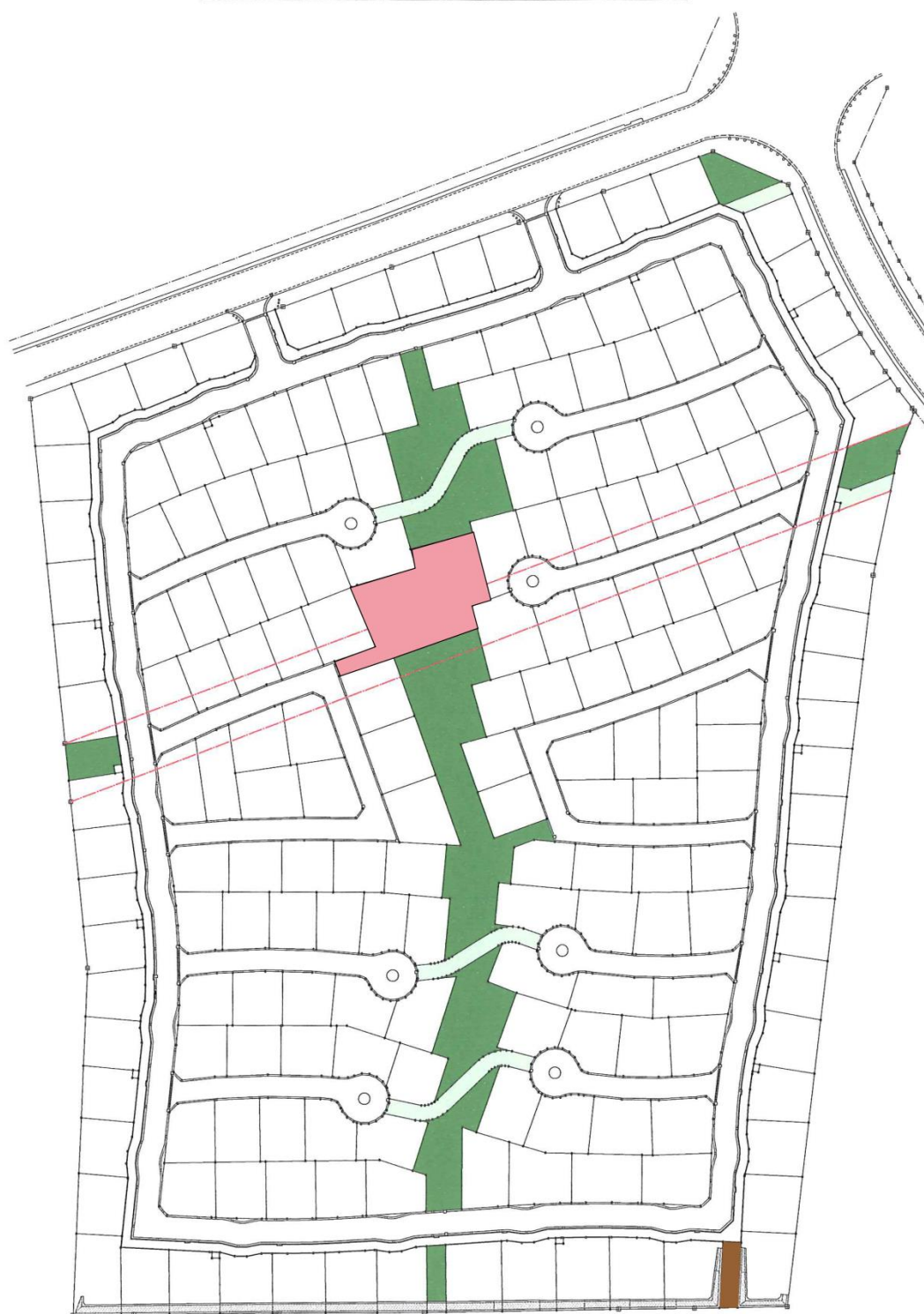
参考資料			第一種低層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域		第一種住居地域		第二種住居地域		近隣商業地域		第二種住居地域		第一種中高層住居専用地域 第二種住居地域	
地区の区分	地区の名称	地区の面積	低層住宅地区		計画住宅地区		シンボル道路地区		幹線道路地区A		幹線道路地区B		センター地区A		センター地区B		計画住宅地区B 誘致施設地区	
			約18.9ha		約18.5ha		約2.4ha		約7.0ha		約0.2ha		約1.9ha		約2.3ha		約6.7ha	
			建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2. 建築基準法別表第2（に）項第3号及び第6号に掲げるもの →ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、パッティング練習場 →15㎡を超える畜舎 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの →店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設、物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が1500㎡を超えるもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2. 建築基準法別表第2（に）項第3号及び第6号に掲げるもの →ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、パッティング練習場 →15㎡を超える畜舎 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6. カラオケボックスその他これに類するもの 7. 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの →店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設、物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が1500㎡を超えるもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げるもの →住宅 2. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 3. 自動車教習所 4. 建築基準法別表第2（に）項第6号に掲げるもの →15㎡を超える畜舎 5. 倉庫業を営む倉庫 6. ガソリンスタンド（給油所）		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げるもの →住宅 2. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 3. 自動車教習所 4. 建築基準法別表第2（に）項第6号に掲げるもの →15㎡を超える畜舎 5. ガソリンスタンド（給油所）		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 2. 建築基準法別表第2（に）項第3号及び第6号に掲げるもの →ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、パッティング練習場 →15㎡を超える畜舎 2. 自動車教習所 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの →店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） 、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設、物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が1500㎡を超えるもの 6. 倉庫	

参考資料			第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	第二種住居地域	第二種住居地域			
地区等整備計画	建築物等	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区	計画住宅地区	シンボル道路地区	幹線道路地区A	幹線道路地区B	センター地区A	センター地区B	誘致施設地区		
			地区の面積	約18.9ha	約18.5ha	約2.4ha	約7.0ha	約0.2ha	約1.9ha	約2.3ha	約6.7ha		
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		―――	10分の15	―――	―――	―――	―――	―――	10分の15		
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		―――	10分の5	―――	―――	―――	―――	―――	10分の5		
	建築物の敷地面積の最低限度		165㎡	180㎡	165㎡				300㎡		180㎡		
		ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。 1. 市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するもの 2. 土地区画整理事業により、換地された土地及び保留地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの	ただし、市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するものについては、この限りではない。 1. 市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するもの 2. 土地区画整理事業により、換地された土地及び保留地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの	ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。 1. 市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するもの 2. 土地区画整理事業により、換地された土地及び保留地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの				ただし、市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するものについては、この限りではない。					
	に 関 連 す る 計 画 項	壁面の位置制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線・緑地境界線及び隣地境界線までは1m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。 1. 出窓及び建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの 2. 物置等で、高さ2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの 3. 車庫で、高さ3m以下かつ床面積の合計が36㎡以下のもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線・緑地境界線又は隣地境界線までの距離は、次のとおりとする。 1. 壁面線の表示のある道路境界線及び緑地境界線までは、2m以上とする。 2. 壁面線の表示のない道路境界線及び緑地境界線までは、1m以上とする。 3. 隣地境界線までは、1m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。 1. 出窓及び建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの 2. 物置等で、高さ2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの 3. 車庫で、高さ3m以下かつ床面積の合計が36㎡以下のもの	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から道路境界線、緑地境界線及び隣地境界線までは、1m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。 1. 出窓及び建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの 2. 物置等で、高さ2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの 3. 車庫で、高さ3m以下かつ床面積の合計が36㎡以下のもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までは、次のとおりとする。 1. 壁面線の表示のある道路境界線までは、2m以上とする。 2. その他表示のない箇所については、1m以上とする。				建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、次のとおりとする。 1. 壁面線の表示のある道路境界線までは、2m以上とする。 2. 壁面線の表示のない道路境界線及び緑地境界線までは、1m以上とする。 3. 隣地境界線までは、1m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。 1. 出窓及び建築物に附属する門又は塀その他これらに類するもの 2. 物置等で、高さ2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの 3. 車庫で、高さ3m以下かつ床面積の合計が36㎡以下のもの			
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根の形態は勾配屋根を基調とする。							―――	―――	建築物の屋根の形態は勾配屋根を基調とする。	
		かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面して、かき又はさくを設置する場合は、生垣又は1.2m以下のフェンス等とする。ただし、門柱又はフェンス等の基礎となる高さ0.4m以下のコンクリートブロック、石積み等はこの限りでない。										
	土地の利用に関する事項	樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項		―――								開発行為により整備された公共空地（緑地）については、緑地以外の目的に利用をしてはならない。 ただし、市長が公益上必要と認めた建築物については、この限りではない。	





野田みずき地区計画緑地指定図（案）



住宅建築不可エリア

- 緑地
- 緑地・緑道
- 集会所
- 通路

野田山崎地区地区計画 用途規制一覧表

	○：建築基準法において建てられる建築物等の用途 △：建築基準法において一定の範囲の建てられる建築物等の用途 ×：建築基準法において制限する建築物等の用途 ●：地区計画において制限する建築物等の用途	地区区分	低層住宅地区	計画住宅地区 A	シンボル道路地区	幹線道路地区 A	幹線道路地区 B	センター地区 A	センター地区 B	計画住宅地区 B	誘致施設地区
		用途地域	一種低層住居	一種中高層	一種中高層	一種住居	二種住居	近隣商業	二種住居	一種中高層	二種住居
住宅等	住宅		○	○	○	○	○	●	●	○	○
	兼用住宅で店舗、事務所などの部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの（用途制限あり）		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○
公共施設 病院 学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等（△は600㎡以下）		△	○	○	○	○	○	○	○	○
	巡査派出所、公衆電話所、郵便局（△は500㎡以下）等		△	○	○	○	○	○	○	○	○
	大学、高等専門学校、専修学校等		×	●	●	●	●	●	●	●	●
	病院		×	○	○	○	○	○	○	○	○
	3,000㎡以下の自動車教習所		×	×	×	●	●	●	●	×	●
	3,000㎡を超える自動車教習所		×	×	×	×	●	●	●	×	●
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの（△は物品販売店舗、飲食店等で2階以下）		×	△	△	○	○	○	○	△	○
	〃 150㎡を超え500㎡以下のもの（△は物品販売店舗、飲食店等で2階以下）		×	△	△	○	○	○	○	△	○
	〃 500㎡を超え1,500㎡以下のもの		×	×	×	○	○	○	○	×	○
	〃 1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの		×	×	×	●	●	○	○	×	●
	〃 3,000㎡を超え10,000㎡以下のもの		×	×	×	×	●	○	○	×	●
	〃 10,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×	○	×	×	×
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの		×	×	×	○	○	○	○	×	○
	〃 150㎡を超え500㎡以下のもの		×	×	×	○	○	○	○	×	○
	〃 500㎡を超え1,500㎡以下のもの		×	×	×	○	○	○	○	×	○
	〃 1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの		×	×	×	●	●	○	○	×	○
	〃 3,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	●	○	○	×	○
ホテル等	ホテル、旅館の床面積が3,000㎡以下のもの		×	×	×	●	●	○	○	×	○
	〃 3,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	●	○	○	×	○
遊戯施設 風俗施設等	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等の床面積が3,000㎡以下のもの		×	×	×	●	●	○	○	×	●
	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等の床面積が3,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	●	○	○	×	●
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等		×	×	×	×	●	○	○	×	●
	カラオケボックス等		×	×	×	×	●	○	○	×	●
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等		×	×	×	×	×	○	×	×	×
	キャバレー、料理店等		×	×	×	×	×	×	×	×	×
	個室付浴場業に係わる公衆浴場その他これらに類するもの		×	×	×	×	×	×	×	×	×
工場 倉庫等	畜舎（15㎡を超えるもの）		×	×	×	●	●	●	●	×	●
	単独車庫（2階以下かつ床面積の合計が、300㎡以下に限る）附属車庫を除く		×	○	○	○	○	○	○	○	○
	単独車庫（3階以上又は床面積の合計が、300㎡を超えるもの）附属車庫を除く		×	×	×	×	×	○	×	×	×
	建築物附属自動車車庫（△1は1階以下かつ600㎡以下、△2は2階以下かつ3,000㎡以下、△3は2階以下でそれぞれ建築物の延べ面積の1/2以下）		△1	△2	△2	△3	△3	○	△3	△2	△3
	倉庫（倉庫業倉庫を除く）		×	×	×	○	○	○	○	×	●
	倉庫業倉庫		×	×	×	×	×	●	×	×	×
	自動車修理工場（作業場の床面積が50㎡以下のもの）		×	×	×	○	○	○	○	×	○
	自動車修理工場（作業場の床面積が50㎡を超え300㎡以下のもの）		×	×	×	×	×	○	×	×	×
	パン屋、米屋、豆腐屋、畳屋、自転車屋等で作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機の出力が一定以下のもの（△2階以下）		×	△	△	○	○	○	○	△	○
	作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの（△1は50㎡以下、△2は150㎡以下）		×	×	×	△1	△1	△2	△1	×	△1
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの		×	×	×	×	×	○	×	×	×
	火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量（△は3,000㎡以下）	非常に少ない施設	×	×	×	△	○	○	×	×	○
		少ない施設	×	×	×	×	×	○	×	×	×
		やや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他	地下貯蔵量が5万リットル以下のガソリンスタンド		×	×	×	○	○	●	●	×	○



野 都 審 第 2 号

平成28年 9月29日

野田市長 鈴木 有 様

野田市都市計画審議会

会 長 石 井



野田都市計画地区計画の変更について（答申）

平成28年9月20日付け野都都第234号の1で当審議会に付議されましたこのことについて、平成28年9月29日に会議を開催し審議したところ、原案のとおり可決しましたので答申します。



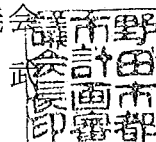
野 都 審 第 3 号

平成28年 9月29日

野田市長 鈴木 有 様

野田市都市計画審議会

会 長 石 井



野田都市計画生産緑地地区の変更について（答申）

平成28年9月20日付け野都都第234号の2で当審議会に付議されましたこのことについて、平成28年9月29日に会議を開催し審議したところ、原案のとおり可決しましたので答申します。